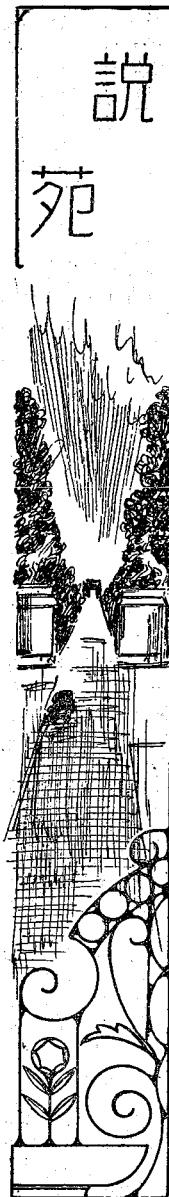


# 臺灣の道路（其の七）

三 浦 鑑



## 第六 街路樹について

州知事宛に並木造成について、次のやうな通達を出して之を督勵して來たのである。

縱貫道路並木造成ニ關スル件（總交第七九四號）

一、領臺當時は在住民の街路にしても、其の幅員は狭くて街路樹などは植ゑる餘地もなかつたからでもあらうが、其の影を見るることは出來なかつた。又郊外の道路にしても田園の隣路と云つたやうな状態であつたから、是亦並樹などのある筈もなく從つて所謂街路樹とか道路樹と名の付くものは概して樹齡の若いものが多いのである。

總督府では昭和二年三月二十七日附で總務長官の名で各

道路並木ハ本島ノ如キ亞熱帶ノ地ニ在リテハ特ニ之ヲ必  
要トスルコトハ多言ヲ要セサル所ニ有之候處國費ハ縱貫  
道路ノ橋梁其ノ他多額ノ經費ヲ要スル工作物ノ築造並主  
要道路ノ改修開鑿等ニ充ツルニ急ニシテ本年度ヨリ改修  
工事ニ着手セル縱貫道路ニ在リテモ並木ノ造成ニ迄之ヲ  
配當スルコト至難ノ現狀ニ有之就テハ爾今地方團體其ノ

他ニシテ縱貫道路ニ並木植栽ヲ希望スル向ニ對シテハ土地ノ使用ヲ許可スルト共ニ樹種ノ選定植栽ノ方法等ハ大體別冊ニ依ラシメ之ニ伴フ收入ハ植栽者ニ歸屬セシムル

コトニ取扱相成度

右依命通達ス

追テ樹種其ノ他別冊ニ據リ難キ場合ハ豫メ交通局總長

ニ協議ノ上決定相成度爲念申添候（別冊省略）

次に各州廳に於いての情況を述べて見やうと思ふが、夫れは各州廳からの報告に基いてるので、其の様式内容は區々である。然し何等かの参考にはなるであらう。

## 二、臺北州に於ける並木

臺北市の街路樹は次の八路線に實施した。

- 1 北三線道路 延長二千三百七十九米、幅員二十六米
- 2 南三線道路 延長二千三百米、幅員二十六米十糧の砂利敷道路に楓、金龜樹、榕樹を樹ゑて居る、
- 3 東三線道路 延長三千百九十八米、幅員二十七米三十糧の砂利敷道路に榕樹「デレニヤ」、「バウヒニヤ」、「ビロー」を植ゑて居る。
- 4 西三線道路 延長三千四百六十一米、幅員二十八米十糧の砂利敷道路であつて、榕樹、「ビロー」を植ゑて居る。
- 5 敦使街道 延長四千二百九十五米、幅員十四米五十糧の鋪裝された道路に榕樹、想思樹を植ゑて居る。（因に此の敦使道路と云ふ名は、臺灣神社道を指して居る）
- 6 水源地道路 延長四千四百四十八米、幅員十一米の砂利敷道路で、榕樹を植ゑて居る。
- 7 東園町道路 延長一千百六米、幅員十米の砂利敷道

8 西園町道路 延長三千五百四十四米、幅員十米の砂

利敷道路で、之には樟樹を植栽して居る。

### 三、新竹州に於ける並木

新竹州内で街路樹として稍整つてると云へるのは、苗栗街と桃園街とであつて、明治四十三年頃まだ廳制時代に主なる街路即ち停車場から市街の中心にゆく主要な街路に植樹したのであつた。

苗栗街では榕樹を植ゑ、桃園街では茄苳、想思樹等である。之等の街路樹は何れも二十數年を経て居るので、直徑の大きなものは五十粩にもなつて居る。夏の炎天には街路を全面的に覆うて街路樹としての効果を十分に發揮して居るが、今日となつては自動車が輻輳するので道路の利用面積が擴大して來たことから、之等の街路樹も邪魔になつて來たので、伐採しやうと云ふ傾向を多分に有して居る。其の理由は何んにも、樹と樹の間が二米乃至三米しかなくて路肩からも二米内外であるから、伐採説の起るもの止むを得ないことではあるが、折角のものを惜しむやうにも思

はれるのである。

道路樹としては州で縦貫道路に對して前記昭和二年の通達に因つて植栽し、又指定道路にも其の他の道路にも街庄や保甲に依つて並木は施行して居るが、完全に發育して道路樹としての効用を表はし又多少たりとも道路の美觀を添へて居るのは次のもの位である。

### 1 新竹以北山崎停車場に至る間及中壢桃園に至る各縦

貫道路であつて、延長二十二粩餘に「ユーカリ」木麻黃、楓、松などを、昭和二、三年度に植付けたのである。

### 2 指定道路中、頭分申港道の延長二粩餘に「ユーカリ」

を昭和七年度の道路改修と同時に、庄役場で造成し其の結果は相當に道路樹としての効果を發揮して居る。

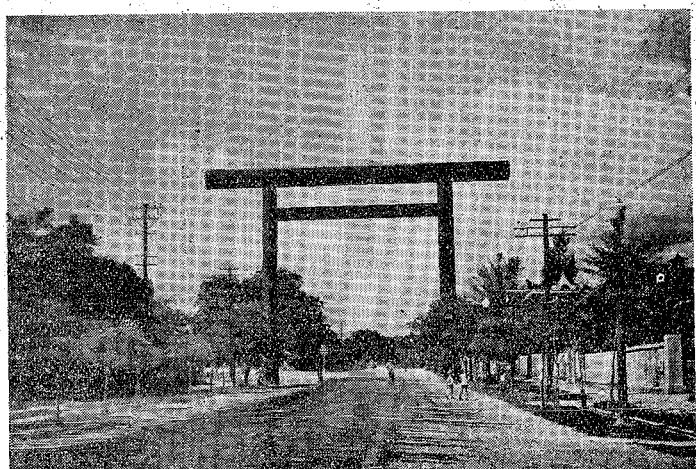
### 3 右の外指定道路や其の他の道路に多少の並木もあり

又計畫も立ててあるが、何んも特記すべきものでもないから之は略する。

### 四、臺中州に於ける並木

臺中州内では州で通達を設したので、之によつて市街庄の派出所では其の樹植や維持に當つて居る。

當州の風土に應じて其の種類も澤山あるが、其の内の主なるものは木麻黃、龍眼



臺中神社大鳥居

で比較的風に強く又鹽分にも堪へる關係上、専ら海岸地方に植栽し

て相當好

成績であ

る。然し

此の樹は

臺中延びする

州樹である

から、市

街に對し

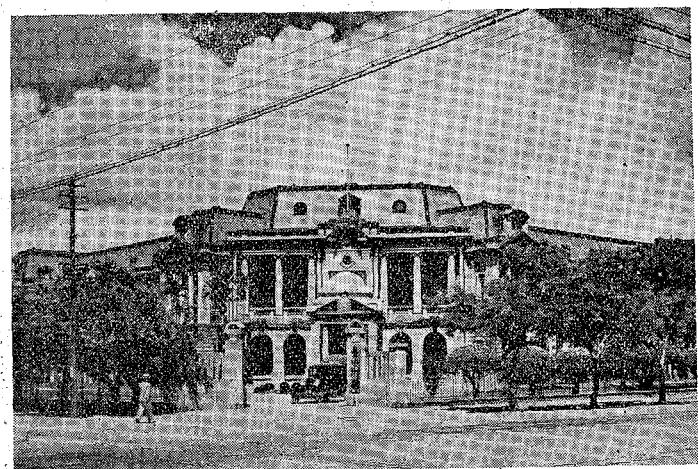
ては不適

當である

ために臺中では從

來の想思

樹等を鳳凰木に植え替へる計畫である。



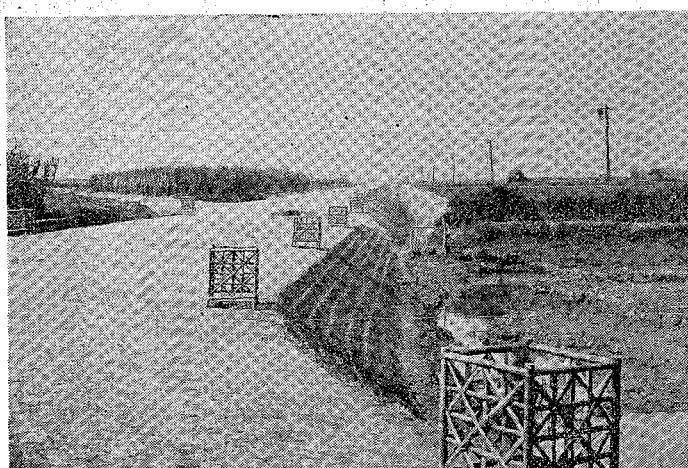
鳳凰木は移植にも容易であるし、成長も早く、其の上夏季には眞紅の花が開くので、街の美觀上からも最適當のもののやうに思はれる。

### 五、臺南州に於ける並木

臺南州では、昭和五年に「道路並木造成計畫案」を作成して其の實施に努力して今日に到つて居るが、初めの計畫は其の後の樹種の發育成績によつて多少は變更された處がある。

今其の計畫の大要を次に記して見よう。

(一) 植栽樹種 並木として植ゑる種類は、其の道路の在る地方の氣候風土、就中土質に應じて選んでるので、主なるものは「マンゴー」、「セイロンオリブ」



部一ノ (黄麻木) 木並及路道庄順安郡新下州南臺

(二) 植栽形式 植栽するには千鳥に植ゑることにして指定道路は路面法肩から七十粁の距離を保たせ、縦貫道路のときは其の距離を二米半とすることになつて居る。然し縦貫道路以外の道路では、路面外に植ゑられる場合に之を利用することにしたのである。

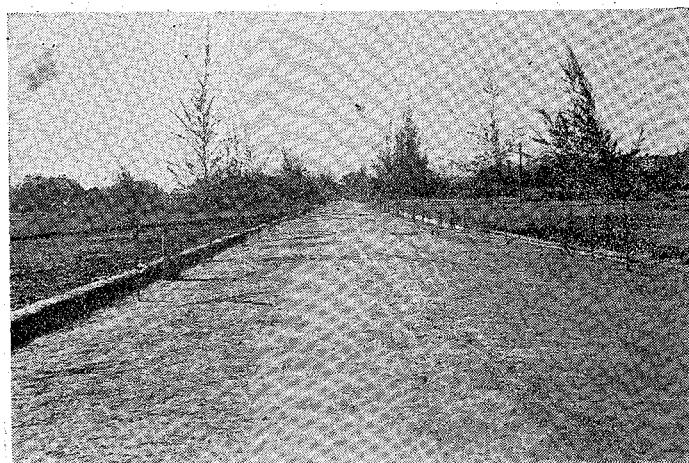
(三) 事業費の擔當此の事業を分けて供用苗木の養成と植付との二つにし経費の都合上苗木養成は内務部系統のものとし、植付後の保護手入は一切警

鐵刀木、鳳凰木「キヌガシ」龍眼、木麻黃等であるが、既成路傍のものとして想思樹、

務部で保甲民を使役して行くことにしたのである。但し

其の勞  
力のみ  
を負擔

すること  
ととし  
植付當  
初は苗  
木の運  
搬や保  
護に關  
するこ  
とは州  
の負擔  
とす  
ることで  
ある。



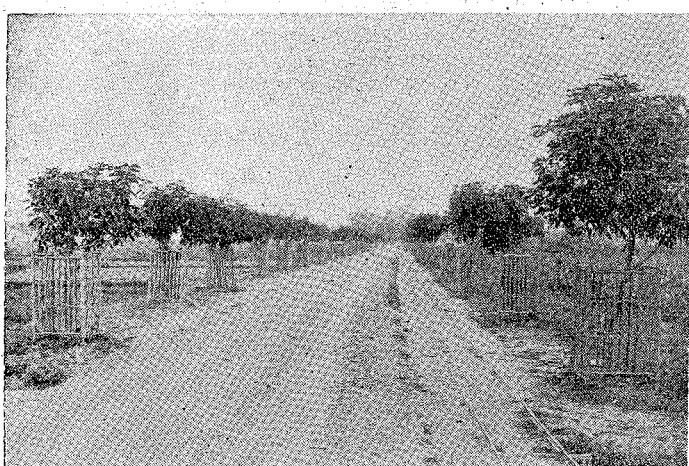
部一ノ(黃麻木)木並路道修改庄順安郡豐新下州南臺

尙苗木、苗甫、勞力、經費及其他に關して頗る精細な  
數字が示

されて居  
るが之は  
又の機會

に述べる  
こととし  
て爰では  
割愛する

ことにす  
並木  
六、高  
雄州に  
於ける  
常時夏



部一ノ(一ゴンマ)木並及路道修改庄埔中郡義嘉下州南臺

季情態にあると云つてもよい高雄州としては、街路樹の養

成に對しては特に意を注いでは居るが、まだ完成の域までには達して居ないから、昭和八年から十五圓の補助を計上して、其の完成に努力しつつある。

而して街路樹の主なる種類は次のようなものである。

鐵刀木、鳳凰木、木麻黃、茄苳  
想思樹、龍眼「マンゴー」等。

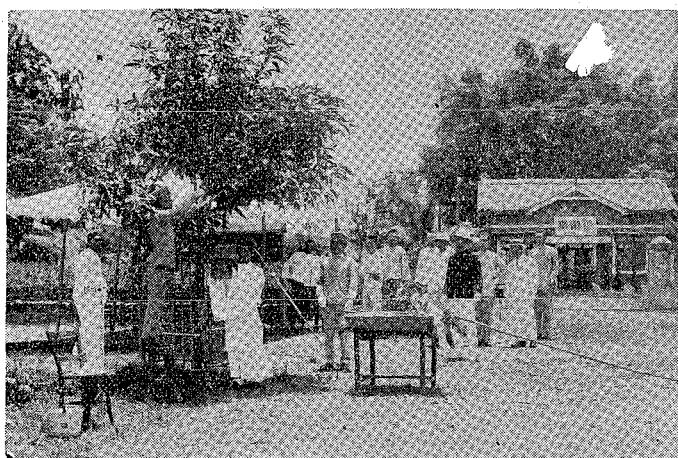
#### 六、臺東廳に於ける並木

此處の並木に用ひてる種類は、木麻黃、茄苳、樟、想思樹、棟、刺桐、緬甸含歡、赤榕等である。

其の成育状況を見るに當廳下は比較的牛畜頭數を多く放し飼ひにする

舊來からの習慣があるので、牛害が相當に甚だしいため、道路樹の生育を阻害することが可成

特に記するものもない。



式進供實結初（一ゴンマ）木並路道庄埔中郡義嘉下州南臺

多い。又道路は管内一般に擴張の道程に在るので、其の改廢の犠牲になつた箇所も澤山あるため一般から見て良好でないのは遺憾であると云つて居る然し中でも好成績と目ざるものには次のやうなものである。

#### 新港以北の木麻黃

都鑾、馬武窟の樟と想思樹  
北絲闇、卑南の茄苳と樟

#### 七、花蓮港廳に於ける並木

道路樹は木麻黃を道路の兩側に二間毎に植ゑて居て、昭和九年度に之を實施した。當廳管内の道路並木は花蓮港、ブセガン間のもので其の延長四里即ち並木の延長は八里になる譯である。此の外には

八、澎湖廳に於ける並木  
當廳下では、毎年半歳に亘る猛烈な季節風の影響で、街  
路樹に成效したものは殆んどないと云つてもよいが、馬公  
市街の内部で季節風を遮断する或る部分に僅かであるが榕

樹を植ゑて居る。然し之も其の大部分は毎年特別な防風施  
設をして居るやうなことであつて、多大の経費をかけて之  
が生育の助長に努めて居るやうな有様である。

—未完—

## 道路改良の經濟的效果に就て（三）

守屋秋太郎

### 目次

#### 序論

- |             |        |                             |
|-------------|--------|-----------------------------|
| 一、(兵庫縣) 同   | 二號國道   | 自大阪府界(阪神國道)<br>至神戶市         |
| 二、(滋賀縣) 同   | 八號國道   | 甲賀郡山内村地内(鈴鹿崎)<br>自岐阜市(岐垣國道) |
| 三、(岐阜縣) 同   | 八號國道   | 至大垣市(岐垣國道)                  |
| 四、(山梨縣) 同   | 八號國道   | 自南都留郡船津村<br>至東八代郡金生村        |
| 五、(群馬縣) 同   | 九號國道   | 自高崎市(以上九月號)<br>至前橋市(以上九月號)  |
| 六、(京都府) 府縣道 | 久多京都線  |                             |
| 七、(兵庫縣) 府縣道 | 伊丹尼崎港線 |                             |